



こども・子育て世帯を応援！

「こども・子育て支援金制度」
児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

- 1 児童手当の拡充
- 2 妊婦のための支援給付
- 3 出生後休業支援給付
- 4 育児時短就業給付
- 5 こども誰でも通園制度
- 6 育児期間中の国民年金保険料免除

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。
健保組合:被保険者一人当たり約550円
国民健康保険:一世帯当たり約300円
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

支援金制度の詳細について
知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度
について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

